



# 国民健康保険係からのお知らせ

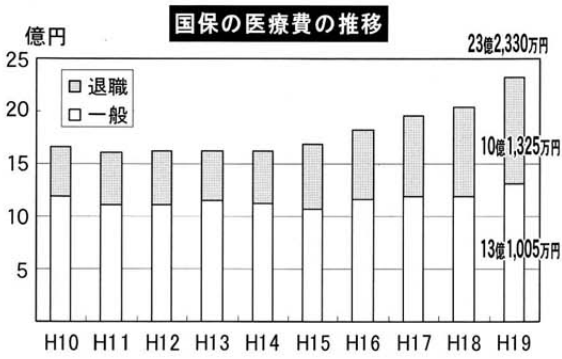
国保係 国民健康保険係 (24) 2111 内線 232 233番

## 国保会計の現況

### ○国保の医療費

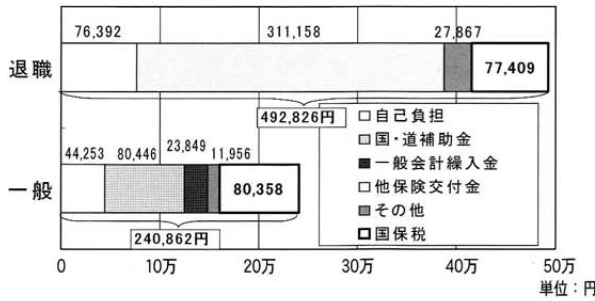
最近10年間の医療費は、医療費を支払う被保険者の年齢が74歳までに引上げられた14年度から4年平均で約48%の割合で毎年増加してきました。19年度の医療費は、高齢者の増加などにより、前年度に比べて14.1%と大幅に伸び、23億円を突破しました。

一人当たりの医療費は前年に比べ一般被保険者で約2万



2千円増加し24万862円、退職被保険者で約4万6千円増し49万2千826円となり、その医療費の財源のうち国保税の額は一般・退職とも約8万円となっています。

一人当たり医療費とその財源



### ○平成19年度決算

19年度の決算差引額(A-B)は、前年度までの貯金である繰越金を使い5千75万1千円の黒字を確保しましたが、

19年度のみ単年度の収支では、医療費の増加などにより3千400万円の赤字であり、さらに、交付されすぎた収入金(翌年度に返還を除外)と、6千100万円の赤字となりました。

### 19年度決算の状況 (単位:千円)

区分	決算額
歳入 A	3,031,470
歳出 B	2,980,719
差引(累積収支) A-B	50,751
基金残高	82,336
単年度の収支	▲ 34,202
交付されすぎた収入金を除く単年度収支	▲ 61,142

### ○国保税の改定と今年度の収支状況

19年度決算見込みでは、累積収支が赤字となり、このままでは必要な医療費が確保できないと判断し、今年度に国保税の改定をさせていただきましたが、今年度の収支状況は、税率の引上げによる6千200万円の増収を見込んでも、貯金である繰越金や基金を使

わざるを得ないような収入不足が予測され、決して健全な会計運営とは言えません。今後とも、安心して医療を受けられるよう、医療費の適正化や国保税の徴収を強化し、より一層、厳正かつ的確な予算づくりに努めてまいりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

### 出産育児一時金が3万円引上げられます

1月から産科医療補償制度が開始されます。この制度は、出産に関連して重度脳性麻痺になったお子さんや家族の経済的負担を補償すること等を目的に、出産費用の支払いの際にその保険料相当分(3万円)を分娩施設(道立紋別病院や遠軽厚生病院など)に納付します。

国保では、被保険者の皆さんの費用負担が増えないよう、1月1日以降に出産された方の出産育児一時金を3万円引き上げ38万円にしました。

ただし、産科医療補償制度に加入していない施設での出産は、従来どおり35万円です。加入状況や制度に関することは分娩施設に問い合わせください。

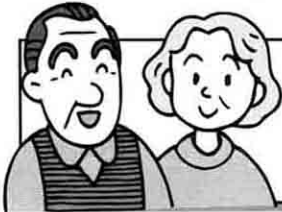
◆必要なもの 母子手帳、印鑑、被保険者証、世帯主の預金口座のわかる書類、産科医療補償制度登録証(分娩機関が発行)

### お済みですか? 特定検診 受診は1月が最終です!

国保が実施する今年度の特定検診は、1月31日までとなっています。まだ、受診されていない方は、健康管理のためにも、ぜひ受診ください。

健診機関 大原病院、幸栄病院、小林整形外科、白松メデイカルクリニック、平岡医院、上渚滑診療所、遠軽厚生病院  
健診項目 問診、診察、各測定等  
必要なもの 健診機関へ予約をし、健診当日は受診券、質問票、被保険者証を持参ください。  
自己負担 千円  
保健指導 健診結果から必要な方には保健指導を実施します。





# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

## ● 75歳になる月の自己負担限度額が調整されます

月の途中で75歳になって長寿医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合は、移る直前に加入していた医療保険制度と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額までを支払うことになり、最高で限度額の2倍の金額を支払う方がいました。1月からは例のように月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の医療保険制度の限度額が半額になります。(1日生まれの方は、影響がないため対象外です) 限度額を超える額を支払った場合は、超えた額を支給します。

なお、平成20年4月から同年12月までに、月の途中で75歳になった方も対象になります。

### 入院で医療費が高額になった例

#### ◆ Aさん 74歳単身者(2月生まれ)で区分「一般」の場合

	1月	2月	3月
国民健康保険 被用者保険	限度額 44,400円	限度額 22,200円	
長寿医療制度		限度額 22,200円	限度額 44,400円
合計	44,400円 (国保・被用者保険 44,400円)	44,400円 (国保・被用者保険 22,200円 長寿医療制度 22,200円)	44,400円 (長寿医療制度 44,400円)

#### ◆ Bさん 75歳・Cさん 74歳(2月生まれ)で区分が「一般」の場合

	1月		2月		3月	
	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん
国民健康保険 被用者保険		限度額 44,400円		限度額 22,200円		
長寿医療制度	限度額 44,400円		限度額 44,400円		限度額 44,400円	
合計	88,800円 (国保・被用者保険 44,400円 長寿医療制度 44,400円)		66,600円 (国保・被用者保険 22,200円 長寿医療制度 44,400円)		44,400円 (長寿医療制度 44,400円)	

※同じ世帯における長寿医療制度の加入者分を合算できるため、自己負担限度額は44,400円になります

\* 外来の場合も同様に半額になります。

\* 「現役並み所得者」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の区分の方も同様に半額になります。

\* 被用者保険の自己負担限度額が上図の金額と異なる場合は、加入先にご確認ください。

## ● 「年金差し引き」か「口座振替」を選択できます

長寿医療制度の保険料を年金差し引きで納めている方は、申し出をすることで口座振替に切り替えることができます。

▶ 申し出に必要なもの … 本人の保険証、振替口座の預金通帳と届け印

1月30日までに申し出をすると、7月から口座振替になります。申し出は、随時受け付けています。

なお、これまでの国保の納付実績などにより口座振替が認められないことや、口座振替で滞納が続いた場合、年金差し引きに戻ることがありますのでご了承ください。

保険料は税金の控除の対象になります。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。